

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府 省 庁 名 内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）																										
対象税目	住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、鉱区税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税																											
要望項目名	国の研究開発を担う新たな機関に関する制度に係わる税制上の所要の措置																											
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国の研究開発を担う新たな機関</p> <p>・ 特例措置の内容 国の研究開発を担う新たな機関に関する制度の創設に伴い、税制上の所要の措置を講ずること。</p> <p>今回の税制改正要望については、これに位置づけられる研究機関等の詳細が確定していないため、当該新制度の創設に向けて中心的に検討を進めている内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）が各府省を代表して同制度に係る要望を行うものである。</p> <p>また、今回の税制改正要望に際し、独立行政法人改革全体のとりまとめの観点から内閣官房行政改革推進室との十分な連携を図ることとする。</p> <p>なお、当該新制度の創設については、「新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）」において、国の研究機関に関する新たな制度の検討として「関係省庁と連携して検討し制度の見直しを進める。」とされており、第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）においても、「国の研究開発機関に関する新たな制度を創設する。」とされている。</p>																											
関係条文	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">住民税</td> <td>地方税法第25条第1項1号、第296条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>地方税法第72条の4第1項第2号</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>地方税法第73条の3第1項</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>地方税法第348条第6項</td> </tr> <tr> <td>都市計画税</td> <td>地方税法第702条の2第1項</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>地方税法第701条の34第1項</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>地方税法第146条第1項</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>地方税法第443条第1項</td> </tr> <tr> <td>自動車取得税</td> <td>地方税法第115条第1項</td> </tr> <tr> <td>鉱区税</td> <td>地方税法第179条</td> </tr> <tr> <td>水利地益税</td> <td>地方税法第704条第1項</td> </tr> <tr> <td>共同施設税</td> <td>地方税法第704条第1項</td> </tr> <tr> <td>宅地開発税</td> <td>地方税法第704条第1項</td> </tr> </table>		住民税	地方税法第25条第1項1号、第296条第1項第1号	事業税	地方税法第72条の4第1項第2号	不動産取得税	地方税法第73条の3第1項	固定資産税	地方税法第348条第6項	都市計画税	地方税法第702条の2第1項	事業所税	地方税法第701条の34第1項	自動車税	地方税法第146条第1項	軽自動車税	地方税法第443条第1項	自動車取得税	地方税法第115条第1項	鉱区税	地方税法第179条	水利地益税	地方税法第704条第1項	共同施設税	地方税法第704条第1項	宅地開発税	地方税法第704条第1項
住民税	地方税法第25条第1項1号、第296条第1項第1号																											
事業税	地方税法第72条の4第1項第2号																											
不動産取得税	地方税法第73条の3第1項																											
固定資産税	地方税法第348条第6項																											
都市計画税	地方税法第702条の2第1項																											
事業所税	地方税法第701条の34第1項																											
自動車税	地方税法第146条第1項																											
軽自動車税	地方税法第443条第1項																											
自動車取得税	地方税法第115条第1項																											
鉱区税	地方税法第179条																											
水利地益税	地方税法第704条第1項																											
共同施設税	地方税法第704条第1項																											
宅地開発税	地方税法第704条第1項																											
減収見込額	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">(初年度)</td> <td style="width: 30%;">( - )</td> <td style="width: 30%;">(平年度)</td> <td style="width: 10%;">( - )</td> <td style="width: 10%;">(単位：百万円)</td> </tr> </table>		(初年度)	( - )	(平年度)	( - )	(単位：百万円)																					
(初年度)	( - )	(平年度)	( - )	(単位：百万円)																								

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>国の研究開発を担う新たな機関に関する制度の創設を通じて、我が国の科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出を図り、将来の我が国の成長又は持続的な発展に貢献する成果を生み出すことを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>&lt;地域科学技術振興の重要性&gt;</p> <p>科学技術の振興は、我が国全体の発展の礎であることはもとより、<u>地域が持つ多様性や独自性を活用した研究成果の事業化や企業集積等の進展を通じて、地域の振興に大きな役割を果たしている。</u>国の研究開発を担う新たな機関が地域において特色ある取組を自立的に行うことができるよう、地方税について、地域における「知」の拠点である大学等と同等の措置をとることが必要である。</p> <p>&lt;国の研究開発を担う新たな機関に関する制度の創設に向けた検討の進展&gt;</p> <p><u>研究開発力強化法附則、衆参両院の附帯決議及び民主党マニフェストを踏まえ、平成22年4月に、当時の古川内閣府副大臣、鈴木文部科学副大臣を主査とし、各府省の副大臣・大臣政務官を構成メンバーとする「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」において中間報告がとりまとめられ、新たな「国立研究開発機関」(仮称)制度の創設が提言された。</u></p> <p>また、「新成長戦略実現2011(平成23年1月25日閣議決定)」において、国の研究機関に関する新たな制度の検討として「関係省庁と連携して検討し制度の見直しを進める。」とされており、第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)においても、「国の研究開発機関に関する新たな制度を創設する。」とされている。</p> <p>&lt;国の研究開発を担う新たな機関と国との関係性&gt;</p> <p>国の研究開発を担う新たな機関は、これまで我が国の研究開発の中核を担ってきた研究開発法人と比べ、<u>国によるトップダウンの意思の一層の反映を可能とするとともに、国にとって特に重要な課題を確実に実施させることを想定しており、極めて高い公共性を有する機関である。</u></p> <p>以上を踏まえ、同機関において研究開発機能の一層の強化を図るため、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）」において、国の研究機関に関する新たな制度の検討として「関係省庁と連携して検討し制度の見直しを進める。」とされており、第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）においても、「国の研究開発機関に関する新たな制度を創設する。」とされている。
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	未定 (なお、「研究開発を伴う法人の機能強化検討チーム」の中間報告では、国立研究開発機関の機能や範囲等については、研究開発法人の範囲をベースとしつつ、今後検討することとしている)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	未定
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税、法人税、相続税、登録免許税、印紙税、消費税、地価税その他の関連する税目
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	税制上の措置を講ずることにより、国にとって特に重要な課題について、限られた予算の中で効率的に実施することが可能であり、ひいては国の研究開発を担う新たな機関の研究開発機能の強化につながる。仮に税法上の措置を講じない場合には、研究開発に必要な予算が不足し、科学技術水準の向上及びイノベーションの創出等の政策目的の実現に支障が出る恐れがある。 また、税制上の措置に代えて、補助金等其他の政策手段による場合は、各機関において税務処理、納税等の事務が発生する上に、国においても補助金の予算措置、交付等事務が発生することとなり、税制上の措置と比べ、より多くの事務手続き及びこれに伴う国費負担が想定される。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成23年度税制改正要望において、当時、国の研究開発を担う新たな機関に関する制度について中心的に検討を進めていた文部科学省が、同様の内容を要望。